

事務連絡  
令和2年4月10日

一般社団法人建設技能人材機構 専務理事 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課長

建設キャリアアップシステム登録に関する当面の取り扱いについて  
(建設特定技能受入計画)

平素より国土交通行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定にあたっては、受入企業に対し、建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録及び外国人材に係る技能者登録を求めているところです。

昨日4月9日、CCUSの運営主体である（一財）建設業振興基金より、同基金がCCUSのコールセンター及び申請受付業務を委託している事業者において、当該業務の従事者1名が新型コロナウイルスに感染していることが確認された旨、報告がありました。これを受けて、CCUSへのインターネット申請は引き続き可能であるものの、感染拡大を防止する観点から、CCUSの登録に係る審査業務が本日より当面の間停止されると聞いております。

国土交通省としましては、上記により、本日以降CCUSへの登録が完了されない状況が続くことに鑑み、本日から当面の間、建設特定技能受入計画の審査にあたっては、CCUSへの登録完了を求めるのではなく、CCUSへの登録申請を行ったことを証する書類（メールの写し）の提出をもって、認定要件を満たすものとして取り扱うことといたします。

なお、CCUSへの申請書類の提出をもって建設特定技能受入計画の認定を受けた受入企業については、CCUSへの登録完了後、速やかに国土交通省へ事業者・技能者ID及び必要な書類の届け出を行う必要があります。

貴機構におかれましては、貴機構の正会員及び賛助会員に対して、上記の旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以上